

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年2月18日付け令和8年北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「札幌医科大学」という。）公告第16号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

### 2 入札に付す事項

#### (1) 調達する物品の名称及び調達予定数量

PPCリサイクルコピー用紙（A4） 1箱2,500枚入り 1,600箱

PPCリサイクルコピー用紙（A3） 1箱1,500枚入り 50箱

#### (2) 調達する物品の仕様等 別紙仕様書のとおり

#### (3) 契約期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

#### (4) 納入場所 北海道公立大学法人札幌医科大学

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年北海道告示第501号に規定する道の物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

### 4 一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年2月18日（水）から令和8年3月5日（木）まで（祝日、日曜及び土曜日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで（送付による場合は必着）

イ 申請の方法 申請書類の提出先により作成した申請書類及び誓約書を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係  
電話番号 011-688-9433

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 5 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係

### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学 大学管理棟5階 共通会議室1 (B524)  
(送付による場合は、〒060-8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係あてに「北海道公立大学法人札幌医科大学公告第16号に係る入札書在中」と朱書きの上、送付すること。)

(2) 入札日時 令和8年3月17日(火)14時00分

(送付による場合は、同年3月16日(月)必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

## 7 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### (2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 8 送付による入札の可否

認める。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 その他

### (1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 落札者の決定方法

取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、それぞれの入札価格に予定数量を乗じた総額が最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

### (3) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

### (4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係

イ 所在地 郵便番号060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目

ウ 電話番号 011-688-9433

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を札幌医科大学に提出し、札幌医科大学が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、札幌医科大学が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。